

平成 29 年 11 月 13 日
第 4 回国分寺市障害者施策推進協議会
資料 6

国分寺市障害者計画（第 3 次）実施計画・
第 5 期国分寺市障害福祉計画・
第 1 期国分寺市障害児福祉計画
【案】

平成 30 年○月
国分寺市

目 次

第 1 章 計画策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の策定体制.....	4
5 計画策定に当たっての見直しのポイント.....	5
第 2 章 障害のある人の現状と課題.....	7
1 国分寺市の障害のある人を取り巻く現状.....	7
2 今後の施策推進にあたっての課題.....	10
第 3 章 障害者計画（第 3 次）の基本的な考え方.....	12
1 基本理念.....	12
2 基本目標.....	13
3 施策の体系.....	15
4 重点事業.....	16
第 4 章 障害者計画（第 3 次）実施計画.....	18
1 実施計画の位置づけ.....	18
2 具体的施策.....	18
第 5 章 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画.....	19
1 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の基本的な考え方.....	19
2 国の基本指針に基づく成果目標.....	21
3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策.....	26
4 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策.....	34

5	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	37
---	-----------------------	----

第6章	計画の推進	44
------------	--------------	-----------

1	推進体制の整備	44
2	障害者地域自立支援協議会の活用	45
3	市民、各機関及び事業者等との協働	45
4	国・都への要望	45

資料編		46
------------	--	-----------

1	国分寺市障害者施策推進協議会設置条例	46
2	国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿	48
3	計画策定の経過	49
4	用語解説	50



第 1 章

計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国における障害保健福祉施策は、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を重視し、市町村を中心にサービス提供体制の構築に向けて、社会の動向やニーズ等を踏まえ、必要な法整備が行われてきました。

現在では障害者総合支援法等によりサービス提供体制の充実が図られてきていますが、ニーズの多様化や新たな課題等に対応するため、必要なサービスの創設や改正が引き続き行われています。

平成26年1月の「障害者の権利に関する条約」の批准までには、「障害者基本法」の改正、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定等、法制度の見直しが行われ、環境は大きく変化しています

地域における支援体制が法整備等により充実が図られている一方で、国全体の少子高齢化の進展、家族や地域、社会構造の変化等への対応が急務となっています。

地域が抱える課題は複雑化・複合化し、これまで分野ごとに発展してきた福祉サービスではなく新たなサービスの提供体制や、支える仕組みの構築が求められています。

国では、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、女性も男性も、また子ども・高齢者・障害者などすべての人々が、あらゆる場で活躍できる地域共生社会の実現が盛り込まれました。

厚生労働省においても、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域力強化検討会による検討結果が平成29年9月に出され、地域共生社会の実現に向けて、包括的な相談支援体制の構築、高齢・障害・児童等への総合的な支援の提供、誰もが支えあう地域づくりや住民主体の課題解決力の強化など、障害保健福祉施策にとどまらない大きな変革が行われています。

国分寺市では、こうした背景のもと、国分寺市障害者計画（第3次）実施計画とともに、障害者総合支援法に規定された第5期国分寺市障害福祉計画の策

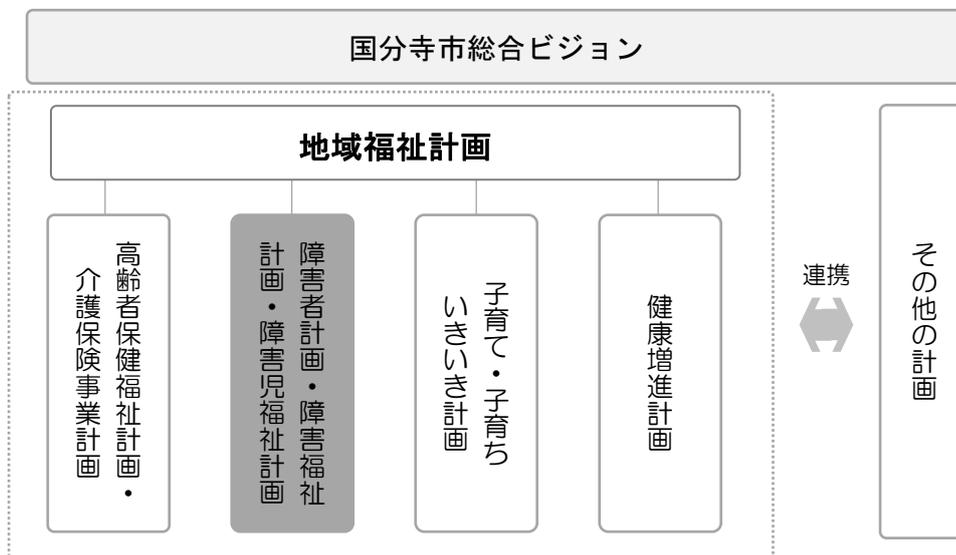
定とあわせて、児童福祉法の改正により市町村に策定することが定められた第1期国分寺市障害児福祉計画も一体的に策定し、誰もが支えあい、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現に向けての取組を推進します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」を推進するための具体的な取組を定める「障害者計画実施計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる計画で、3 計画を一体の計画として策定します。

障害福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、国の基本指針に基づき、市における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成 32 年度までの障害福祉サービス等の見込量を示すものです。障害児福祉計画についても、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、障害福祉計画と同様に、平成 32 年度までの障害児通所支援等の見込量を示します。

また、この計画は、国分寺市地域福祉計画の障害分野に係る計画と位置づけられます。内容については、国の「障害者基本計画」、都の「東京都障害者計画・東京都障害福祉計画」を踏まえるとともに、「国分寺市総合ビジョン」をはじめとした他の関連計画との整合性を図るものとします。



3 計画の期間

障害者計画は、平成 27 年度から平成 32 年度までの6年間、障害者計画実施計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの3年間とします。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
計画	国分寺市障害者計画（第3次）						国分寺市障害者計画（第4次）		
	実施計画（前期）			実施計画（後期）					
	第4期国分寺市 障害福祉計画			第5期国分寺市 障害福祉計画			第6期国分寺市 障害福祉計画		
				第1期国分寺市 障害児福祉計画			第2期国分寺市 障害児福祉計画		

4 計画の策定体制

この計画の策定に当たっては、国分寺市障害者施策推進協議会を策定の主たる検討組織とし、障害のある人へのアンケート調査等による市民意見聴取を踏まえ、国分寺市障害者地域自立支援協議会との連携を図りながら、課題や方向性についての検討を行い、策定しました。

5 計画策定に当たっての見直しのポイント

障害福祉計画等の策定に当たっては、国が示した基本指針等に基づき、下記の見直しのポイントを踏まえることとします。

① 「地域における生活の維持及び継続の推進」

地域生活支援拠点等の整備を一層進めるとともに、基幹相談支援センターの有効活用などにより相談支援体制の構築を進めることとされています。

② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを政策理念として明確にすることとされています。

③ 「就労定着に向けた支援」

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労定着支援が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に加えることとされています。

④ 「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目のない支援と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることとされています。

⑤ 「地域共生社会の実現に向けた取組」

高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互又は一体的に利用しやすくなることや、地域づくりを主体的に取組む仕組みづくりを行っていく方向性を盛り込むこととされています。

⑥ 「その他」

その他にも、障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止、意思決定支援、成年後見制度の利用促進などが見直しのポイントとして挙げられています。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、都道府県及び市町村は「障害児福祉計画」を定めるものとされました。今回新たに策定する「障害児福祉計画」については、児童福祉法の規定により、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体のものとして作成できるものとされており、ライフステージに応じて切れ目のない支援を行うという視点も踏まえ、市においては、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」を一体のものとして本計画を作成します。



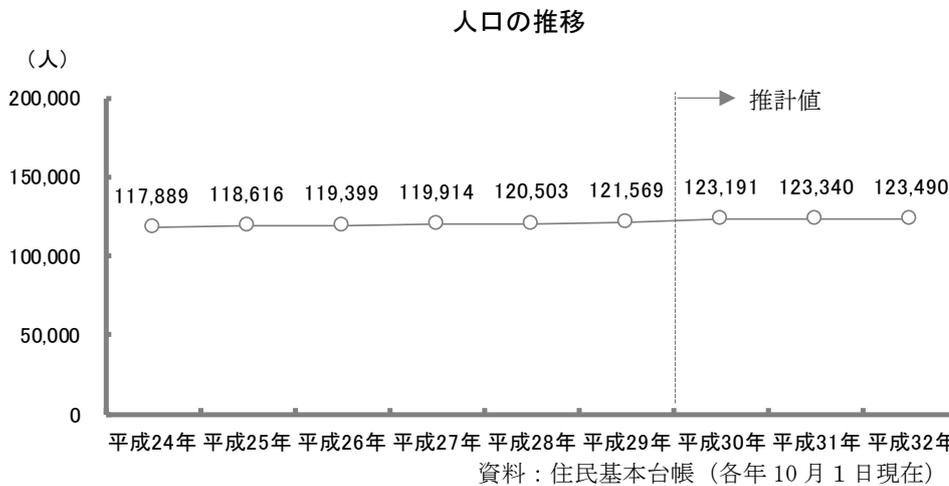
第 2 章

障害のある人の現状と課題

1 国分寺市の障害のある人を取り巻く現状

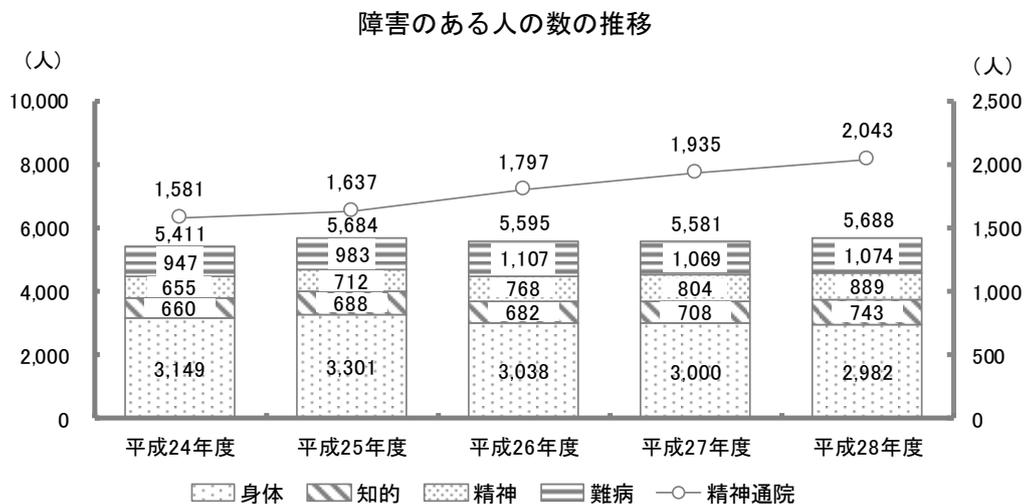
(1) 人口

市の人口は微増傾向で推移しており、今後も人口はゆるやかに増加していくものと見込まれています。



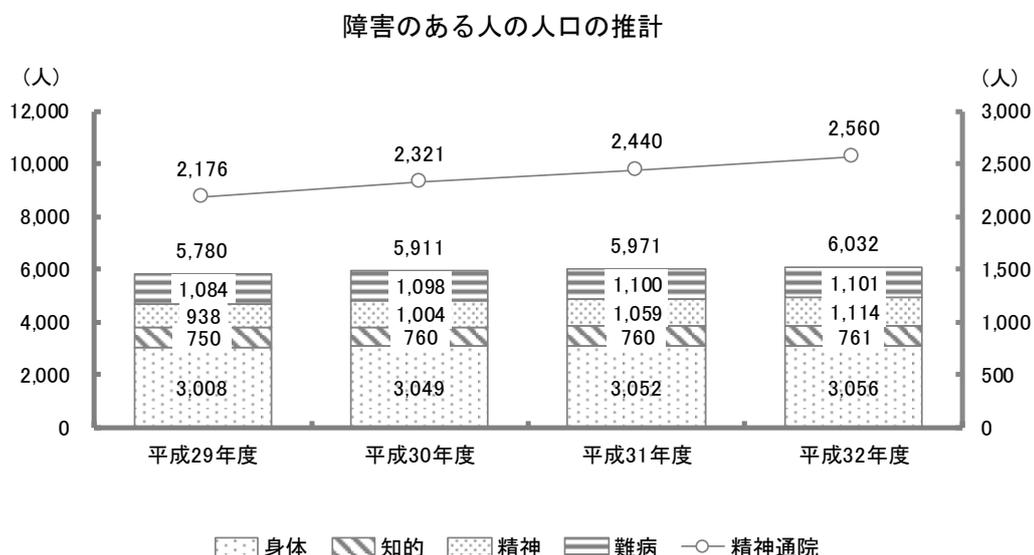
(2) 障害のある人の人口

市の障害のある人は増加傾向で推移しており、特に、精神障害者及び精神通院医療受給者の伸びが多くなっています。



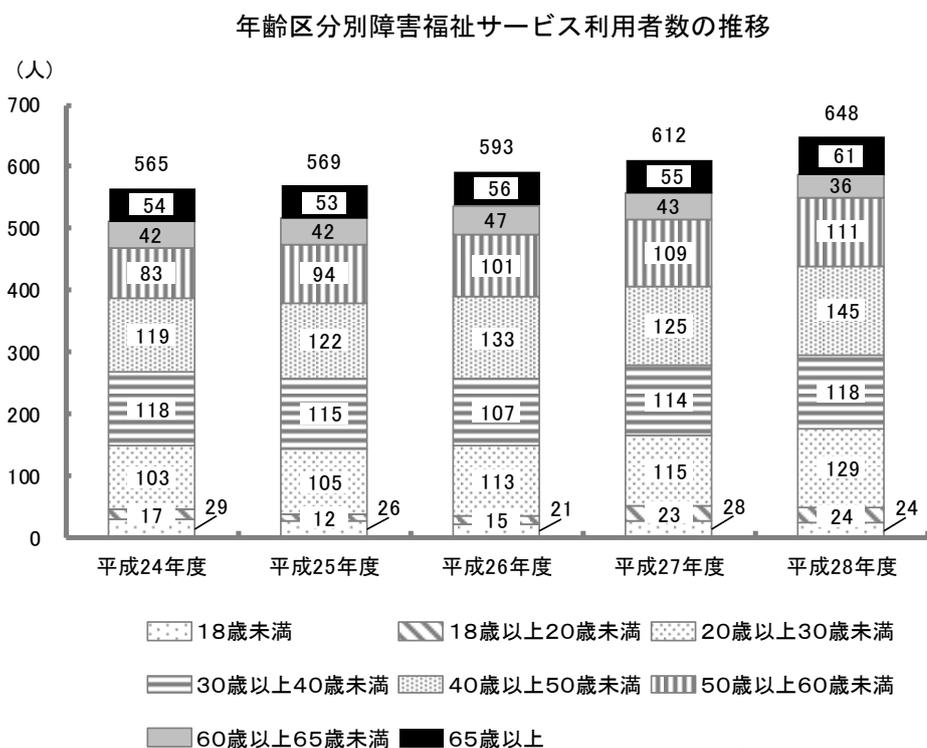
(3) 障害のある人の人口の推計

市の障害のある人の人口は、平成29年度以降、精神障害者及び精神通院医療受給者を中心に増加することが見込まれています。



(4) 年齢区分別障害福祉サービス利用者数

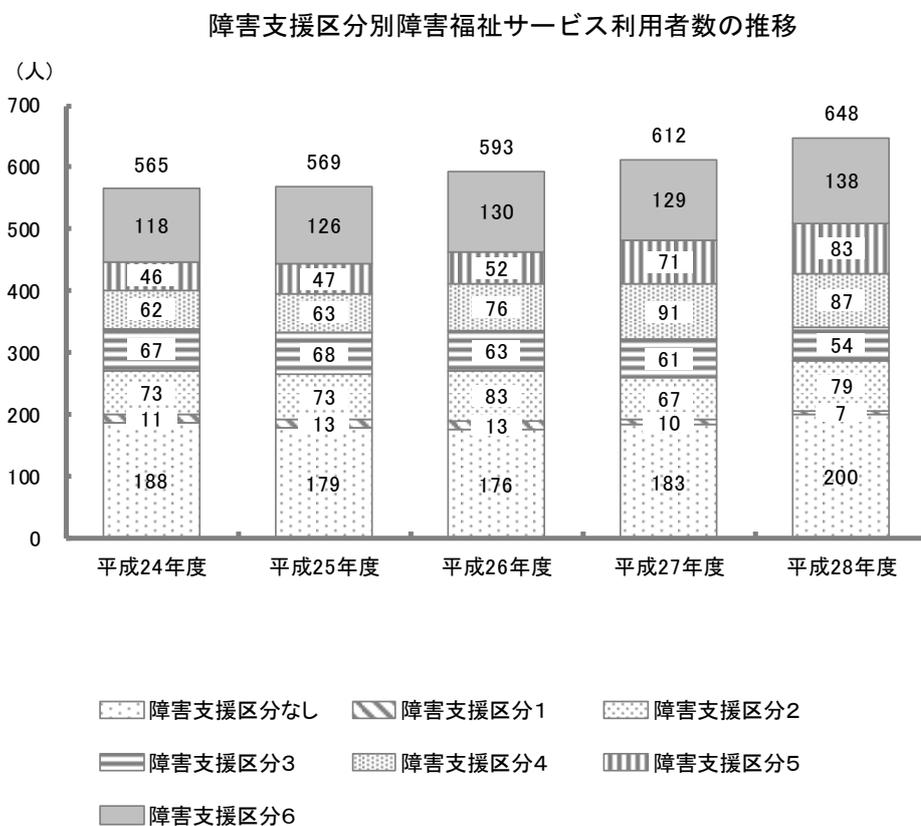
障害福祉サービスの年齢区分別利用者数は、20歳以上30歳未満、40歳以上50歳未満、50歳以上60歳未満で増加傾向にあります。



資料：福祉保健部

(5) 障害支援区分別障害福祉サービス利用者数

障害福祉サービスの障害支援区分別利用者数は、障害支援区分4、5及び6で増加傾向にあります。



2 今後の施策推進にあたっての課題

① ライフステージを通じた地域生活の支援

障害のある人が住み慣れた地域で暮らしつづけていくためには、ライフステージを通じ、個々のニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。

アンケート調査では、知的障害者において、将来望む暮らし方に「グループホーム（介護や支援、見守りがある少人数の共同生活）」への入居を希望する方が多くなっています。また、重症心身障害児（者）や医療的ケアが必要な人に対応できるサービス、緊急時のショートステイなど、社会資源のさらなる充実が求められています。障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、関係機関の連携を図るとともに、障害のある人の地域生活を支えるサービス提供体制の量的・質的な充実が必要です。

② 就労の促進と定着に向けた支援

働く意欲をもった障害のある人が、可能な限り自己の希望する形で就労し、地域で自立した生活を送るためには、関係機関が連携して就労・生活支援を一体的に行うとともに、障害者雇用に取り組む企業等への支援や企業の意識向上に向けた啓発を進めることが求められています。また、障害者就労施設における受注拡大や工賃向上など福祉的就労のさらなる充実も重要です。

アンケート調査によると、充実してほしい施策として、「障害者雇用の促進」を望む割合が高く、現在自宅で過ごしている障害のある人のうち、「将来、一般企業で働きたい」意欲を持っている人は約2割（精神障害者は約5割）います。また、一般企業に就職し、働き続けるためには、障害の特性に応じたきめ細やかな支援が求められています。

こうした支援ニーズの多様化や増加に対応するため、地域における福祉、医療、雇用、教育等の関係機関が連携を強化し、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の充実が必要です。

また、アンケート調査では、障害者就労施設等の利用者からは、工賃の向上を望む割合が高く、障害者就労施設等において、商品開発や販路拡大など工賃向上の取組の推進が必要です。

③ 地域における障害理解の促進と差別の解消

障害のある人が地域で安全安心に日常生活を送るためには、障害特性に応じた配慮

や支援が必要であり、障害の有無に関わらず社会の一員として互いを尊重し、支え合いながらともに生き生きと暮らせる環境を整える必要があります。

アンケート調査では、暮らしやすくなるために充実してほしいこととして、「障害への理解を深めるための啓発」と回答した人が最も多く、周囲の理解が非常に重要となっています。

しかし、障害があるために差別を受けた、嫌な思いをした、と感じた経験の有無については、知的障害者や発達障害者で「あった」と回答した人が5割以上となっています。

障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする地域共生社会の実現に向けて、市民の障害への理解、差別や偏見の解消のため、「心のバリアフリー」を推進していくことが必要です。



第 3 章

障害者計画(第3次)の基本的な考え方

市では、国分寺市障害者計画（第3次）を平成27年度から平成32年度までの6年間の計画期間で策定しています。障害者計画実施計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たっては、市の障害者施策全般に関する基本的な計画である障害者計画と整合を図ります。

1 基本理念

基本理念

障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺

障害のある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を認め合い、ともに支え合い、協力しあい、責任を分かち合って生活できる共生社会を目指します。

そのためには、すべての市民が障害について一層の理解を深め、障害のある人が自立して自分らしく生きていけるよう、地域で支える必要があります。

国分寺市障害者計画（第3次）においては、「障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺」を基本理念として、身体障害、知的障害、精神障害、難病、発達障害、高次脳機能障害など、すべての障害のある人に対して、生涯にわたり総合的で一貫した支援を地域の市民とともに推進します。

2 基本目標

国分寺市障害者計画（第3次）では、基本理念に基づき、次の5つの基本目標を設定しています。

基本目標1：自分らしい暮らしへの支援体制づくり

障害のある人が利用できるサービスは増加してきたものの、様々なサービスが異なる事業所・機関等から提供されています。そのため、障害のある人にとって、身近な地域で相談したり、長期にわたり一貫した支援を受けたりすることが必ずしも容易ではありません。また、障害には様々なものがあり、障害のある人がすべて同じような条件でサービスを利用できる体制にはなっていません。

このような現状を踏まえ、障害の有無とは関係なく、障害のある人が、地域の中で自分らしい暮らしをしていくための支援体制づくりを進めます。

基本目標2：自分らしい社会参加や学びへの支援

障害のある人は、地域での生活において、意思疎通や移動に支援を必要とすることがあります。また、一人ひとりの障害に応じた療育や教育を求める声が高まっています。そして、地域の中で自分らしい生活を送るためには、様々な形で地域社会と関わりながら社会参加をする場や機会の確保が求められています。

このような現状を踏まえ、市は、障害のある人が地域の中で、地域の社会資源等を活用しながら、自分らしい社会参加や学びをするための支援を推進します。

基本目標3：自分らしい働きかたへの支援

地域において自分らしい生活をしていくためには、それぞれの状況に応じて働くことができることも必要です。しかし、障害のある人が就労する機会や場は十分とはいえません。また、障害のある人の希望に応じて、様々な働き方をするための相談・支援体制は、必ずしも十分とはいえません。

そこで、国分寺市では、障害のある人が自分らしい暮らしを実現することができるようにするためにも、それぞれの状況に応じた働きかたをすることができるような環境づくりを、地域と協働して進めます。

基本目標 4 : 共に生きる地域社会づくり

障害のある人が自立して自分らしく地域で生活していくことができるようにするためには、障害のあるなしに関わらず、だれもが利用可能な施設・製品・情報の提供等が求められています。そして、地域社会のすべての人々が障害のある人に対する心の障壁（バリアー）を取り除き、すべての市民が障害について一層の理解を深めることが求められています。

そこで、障害のある人もない人も共に生きる地域社会づくりを推進します。

基本目標 5 : 自立を支援する人づくり

障害には様々なものがあり、その支援の在り方に関する知識や技術は多種多様で、常に新たな情報提供や研修の実施等により、障害のある人の自立を支援する人づくりが求められています。

一方、現在の地域は、高齢化などの地域課題を抱え、様々な人々が新たな形での支え合いの必要性を認識しており、障害のある人の自立を支援する人づくりは、そのような地域課題への貢献も可能にすることができると思います。

このような現状を踏まえ、市は、障害のある人の自立を支援するための人づくりを推進します。

3 施策の体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔分野〕

〔基本施策〕

障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺

《基本目標 1》 自分らしい暮らしへの支援体制づくり	1 生活支援	(1) 相談・支援体制の充実 (2) 関係機関のネットワークの充実 (3) サービスの質の向上 (4) 生活支援サービスの充実 (5) 経済的支援の充実
	2 保健・医療	(1) 障害の早期発見・早期支援 (2) 障害のある人の健康の維持・増進 (3) 保健・医療・福祉の連携
	1 教育・文化芸術活動・スポーツ等	(1) 療育・教育の充実（障害児支援の充実） (2) 生涯学習・スポーツの推進 (3) 交流・福祉教育の充実
	1 雇用・就業・経済的支援の充実	(1) 一般就労支援の充実 (2) 福祉的就労の充実 (3) 働く力の向上 (4) 地域社会への働きかけ
	1 情報アクセシビリティ	(1) 情報提供体制の充実 (2) 意思疎通支援の充実
《基本目標 2》 自分らしい社会参加や学びへの支援	2 生活環境	(1) 生活拠点の整備 (2) 移動支援の充実 (3) ユニバーサルデザインの推進
	3 安全・安心	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯・消費者被害対策の推進
	4 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 心のバリアフリーの推進（障害を理由とする差別の解消の推進） (2) 権利擁護の推進
《基本目標 3》 自分らしい働きかたへの支援	1 人材の養成と確保	(1) 障害理解・病気理解の促進 (2) サービスを担う人材の養成と確保 (3) ボランティア等の育成・活動強化 (4) 障害当事者・家族への支援 (5) 事業者支援の充実
	2 生活環境	(1) 生活拠点の整備 (2) 移動支援の充実 (3) ユニバーサルデザインの推進
《基本目標 4》 共に生きる地域社会づくり	3 安全・安心	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯・消費者被害対策の推進
	4 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 心のバリアフリーの推進（障害を理由とする差別の解消の推進） (2) 権利擁護の推進
	1 情報アクセシビリティ	(1) 情報提供体制の充実 (2) 意思疎通支援の充実
	1 雇用・就業・経済的支援の充実	(1) 一般就労支援の充実 (2) 福祉的就労の充実 (3) 働く力の向上 (4) 地域社会への働きかけ
《基本目標 5》 自立を支援する人づくり	1 情報アクセシビリティ	(1) 情報提供体制の充実 (2) 意思疎通支援の充実
	1 雇用・就業・経済的支援の充実	(1) 一般就労支援の充実 (2) 福祉的就労の充実 (3) 働く力の向上 (4) 地域社会への働きかけ

4 重点事業

国分寺市障害者計画（第3次）の計画期間である6年間を目途として、その実現を目指すため、新たな制度への対応やニーズ調査の結果を勘案し、市として重点的に取り組む事業として以下の7つを定め、障害者施策推進協議会での進行管理のもとに着実な推進を図ります。

重点事業1：障害に対する理解や配慮の促進

障害者差別解消法の施行も踏まえ、障害に対する理解や配慮が促進されるよう、取組を進めます。障害のある人の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害に対する理解や啓発に努めます。

重点事業2：相談支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアの考え方を念頭に、身近な地域で相談支援を受けることができ、また様々な障害種別に対応することができるよう、総合的な相談支援体制の整備を図ります。

重点事業3：ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

障害のある人が、生涯を通じ自分らしい暮らしを実現できるよう、一人ひとりの年齢や障害の状況に応じて、必要なときに必要な支援が受けられる環境を整備するとともに、ニーズにあった適切な支援を途切れなく継続的に受けられることができる体制の整備に努めます。

重点事業4：障害児発達支援に向けた取組の充実

発達障害その他の様々な障害を抱える児童への早期発見・療育から、子どもの発達段階に応じた福祉・医療・教育機関との情報共有等途切れのない支援体制の構築と、保護者への支援の充実を図ります。

重点事業 5：障害のある人の就労の場の拡大に向けた取組の推進

障害のある人の経済的自立と社会参加を促進するため、一般企業、在宅就労等への障害者雇用に向けた取組や福祉的就労の場の確保、障害者優先調達推進法の施行を踏まえた、就労継続事業所への支援や工賃アップなど、障害のある人の就労の場の確保や機会の拡大を図ります。

重点事業 6：保健・医療・福祉の連携の推進

障害の重度化・高齢化や医療的ケアの必要性等に対応し、安心した地域生活を支えるため、身近な地域において、保健・医療・福祉のサービスを必要なときに適切に受け取ることができるよう、保健・医療・福祉の多分野、多職種連携を推進し、提供体制の充実を図ります。

重点事業 7：サービス人材等の確保

障害者福祉のサービスを担う専門的な人材の養成・確保に努めます。また、身近な地域での見守りや支援に欠かせない民生委員・児童委員、ボランティア等を支援するとともに、障害のある人同士や家族によるピアサポート等の取組についても推進します。



第4章

障害者計画実施計画

1 実施計画の位置づけ

実施計画は、障害者計画に基づき、市の障害者施策について、具体的な取組を定めることにより、障害者計画を推進することを目的としています。実施計画に定められる事業については、障害者計画に定められた7つの重点事業について、取組内容と計画年度における目標値を設定します。計画期間は障害者計画の計画期間における後期の3年間とし、平成30年度から32年度までとします。

実施計画事業は
別紙資料により検討



第 5 章

第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画

1 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の基本的な考え方

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量並びに確保のための方策を定める計画です。

「障害児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

今回の第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画は、第 4 期（平成 27 年度から平成 29 年度）に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、平成 30 年度から平成 32 年度までの計画を定めます。

(2) 計画の内容

① 記載すべき事項

第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画では、計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

② 成果目標について

第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画では、国の基本指針に基づき以下の 5 点について、障害福祉計画等の実績及び地域の実情を踏まえて、概ね平成 32 年度を目標年度として成果目標を設定することとされています。

成果目標	基本指針に定める目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活への移行者数 ・ 施設入所者数
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健，医療，福祉関係者による協議の場の設置
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域生活支援拠点等の整備
福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行者数 ・ 就労移行支援事業の利用者数 ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合 ・ 就労定着支援事業による1年後の職場定着率
障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターの設置 ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ・ 保健，医療，障害福祉，保育，教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置

③ 障害福祉サービス等，児童福祉法に基づく障害児のサービスの見込量と確保のための方策

平成30年度から平成32年度までの各年度における指定障害福祉サービス及び指定相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また，児童福祉法における障害児への通所サービス及び相談支援についても同様に見込量等を定めます。

④ 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

平成30年度から平成32年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

2 国の基本指針に基づく成果目標

(1) 施設入所者の地域生活移行

障害者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

[国の基本指針]

- 平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 平成 32 年度末時点の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とする。

[東京都の基本的な考え方]（案）

- 国の基本指針（平成 28 年度末から 9%以上）に即しつつ、区市町村の実情も踏まえて設定
- 入所定員数が、7,344 人（平成 17 年 10 月 1 日時点の定員数）を超えない。

[市の目標値設定の考え方]

- **平成 32 年度末までに**、平成 28 年度末の施設入所者数 76 人の**約 4%にあたる 3 人**が、グループホームを利用する等により、地域生活へ移行することを目指します。
- 平成 32 年度末の施設入所者数が、平成 28 年度末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。
- **地域移行を地域生活支援拠点等の整備をはじめ、地域移行の受け皿となる障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図るとともに、国分寺市障害者地域自立支援協議会等を活用し、地域移行を進めるために必要な地域の相談支援体制の構築に向けて検討を進めます。**
- **施設入所者の状況を丁寧に把握するとともに、東京都の地域移行促進コーディネート事業など他の施策も活用しながら、地域移行を希望する施設入所者に対して、相談支援事業者等と連携し、必要な支援を行います。**

【成果目標】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活への移行者数	3人	平成 32 年度末
施設入所者数	76人	平成 32 年度末

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、国が基本指針で「精神障害者に対応した地域包括システムの構築」を目指す政策理念を設定したことなどを踏まえ、地域の保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

[国の基本指針]

- 平成 32 年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

[東京都の基本的な考え方]

- 検討中

[市の目標値設定の考え方]

- 地域の保健・医療・福祉関係者による情報共有やネットワーク構築等を行う国分寺市障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会を、本計画において求められている「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として新たに位置づけていきます。

[成果目標]

指標名称	目標数値	目標年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	平成 32 年度末

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の育成、地域の体制づくり等の5つの機能を持った地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制をいう。）を整備します。

[国の基本指針]

- 平成 32 年度末までに各市町村または各園域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

[東京都の基本的な考え方]

- 検討中

[市の目標値設定の考え方]

- 平成 32 年度末までに、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた視点に立ち、社会福祉法人が新たに整備する多機能拠点施設の持つ機能と既存の国分寺市障害者センターの持つ機能を合わせて面的整備として地域生活支援拠点等に位置づけ、国分寺市障害者地域自立支援協議会を活用しながら、地域支援体制の整備を推進していきます。

【成果目標】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活支援拠点等の整備	整備	平成 32 年度末

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率について目標値を設定します。

そのほか、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う新たなサービス「就労定着支援」が創設されることを踏まえ、職場定着率についても目標値を設定します。

【国の基本指針】

- 平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
- 福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
- 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
- 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本とする。

【東京都の基本的な考え方】(案)

- 国の基本指針に即しつつ、現行計画の実績等を踏まえて目標値を設定。
* 都、平成 28 年度実績今後調査予定。

【市の目標値設定の考え方】

- 市では、国分寺市総合ビジョンのなかで、障害のある人の就労支援を主要テーマとして位置づけ、障害のある人の就労機会の拡大と職場環境の整備のため、障害のある人の一般企業等への就労者数を増やし、継続して働き続けられるよう支援をしています。
- 一般就労への移行者数については、国の基本指針等に即しつつ、市の実情を踏まえ、平成 32 年度に平成 28 年度実績（11 人）の 1.8 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを目指す。

- 就労移行支援事業利用者については、国の基本指針等に即し、平成 32 年度末までに平成 28 年度末における利用者数（28 人）の 2 割以上増加することを目指します。
- 国の基本指針等に即し、就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指します。
- 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを目指します。

【成果目標】

指標名称	目標数値	目標年度
一般就労への移行者数	20 人	平成 32 年度
就労移行支援事業利用者数	37 人	平成 32 年度末
移行率 3 割以上の就労移行支援事業所	5 割以上	平成 32 年度末
就労定着支援 1 年後の就労定着率	80%以上	各年度

（５）障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築します。

【国の基本指針】

- 平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各区市町村に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。
- 平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各区市町村に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。
- 平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援についての連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

【東京都の基本的な考え方】

- 検討中

[市の目標値設定の考え方]

- 国の基本指針に沿って、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の整備に取り組めます。

【成果目標】

指標名称	目標数値	目標年度
児童発達支援センターの設置	設置	平成 32 年度末
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制構築	平成 32 年度末
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保	平成 32 年度末
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	平成 32 年度末

3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

第5期障害福祉計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、サービス及び事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

各サービス等について、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めます。

(1) 訪問系サービス

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、介護者の高齢化などを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・民間事業者が行うヘルパー養成講座に対し、情報周知等の支援を行います。
- ・東京都や東京都社会福祉協議会などが行っている研修などの情報提供を行うとともに、障害者基幹相談支援センターにおいて、権利擁護や差別解消などをテーマにした研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

① 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、重度の知的障害、精神障害であって常時介護が必要な方に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する方等に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。

④行動援護

知的障害又は精神障害により、一人での行動が難しい方や常時介護を必要とする方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

特に介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 日中活動系サービス

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、生活介護、就労継続支援（B型）及び短期入所の基盤の増加や、特別支援学校の卒業等による今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点等の整備のなかで、緊急時の短期入所の受入及び対応に関する支援体制の構築を進めていきます。

①生活介護

常時介護が必要な方に、昼間、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

②自立訓練（機能訓練）

身体障害の方等に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

③自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害のある方に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑤就労継続支援（A型）

一般就労が困難な方で、雇用契約に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥就労継続支援（B型）

雇用契約に基づく就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑦ 就労定着支援（平成 30 年度より新設）

就労移行支援等のサービスを利用して一般企業に就職した方に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

⑧ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

⑨ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、医療機関等において実施する「医療型」に分類されます。）

⑩ 自立生活援助（平成 30 年度より新設）

施設入所支援や共同生活援助を利用していたり、精神科病院等に入院していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

(3) 居住系サービス

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害の重度化・高齢化や「親なき後」等によるグループホームの利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・強度行動障害等の重度の障害など、障害の特性に応じたグループホームについて、市内の法人等と連携し、整備促進を図ります。
- ・地域で自分らしい生活を送るために、様々な機会や媒体を通じて、障害への理解を深め、互いを思いやる心を育む「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。

① 共同生活援助

共同生活を営む住居において、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

(4) 相談支援

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害福祉サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・障害者基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員の資質向上のための各種研修を実施するとともに、定期的に相談支援事業所を訪問し、サービス等利用計画等の作成等に関して必要な助言を行います。
- ・障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- ・サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

① 計画相談支援（個別計画作成）

●サービス利用支援

障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。

●継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

③ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。

④ 地域定着支援

居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に応じます。

【 第 4 期障害福祉サービスの見込量と実績 】

サービス名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
訪問系サービス	居宅介護	150 人	112 人	152 人	114 人	154 人	120 人
	重度訪問介護	21 人	24 人	22 人	24 人	23 人	26 人
	同行援護	30 人	25 人	32 人	21 人	34 人	23 人
	行動援護	5 人	6 人	5 人	7 人	6 人	6 人
	重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
日中活動系サービス	生活介護	217 人	216 人	220 人	219 人	225 人	226 人
	自立訓練（機能訓練）	8 人	5 人	10 人	8 人	12 人	8 人
	自立訓練（生活訓練）	40 人	21 人	42 人	35 人	45 人	41 人
	就労移行支援	30 人	29 人	36 人	28 人	43 人	30 人
	就労継続支援（A型）	12 人	16 人	14 人	18 人	16 人	18 人
	就労継続支援（B型）	155 人	162 人	160 人	175 人	165 人	187 人
	療養介護	12 人	11 人	12 人	12 人	12 人	12 人
	短期入所	87 人	84 人	98 人	90 人	109 人	99 人
居住系サービス	共同生活援助	92 人	90 人	98 人	103 人	100 人	112 人
	施設入所支援	82 人	78 人	82 人	76 人	82 人	78 人
相談支援	計画相談支援	150 人	111 人	160 人	115 人	170 人	120 人
	地域移行支援	1 人	1 人	2 人	1 人	3 人	1 人
	地域定着支援	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

【 第5期障害福祉サービスの見込量 】

サービス名		単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
訪問系サービス	居宅介護	利用時間数	1,315 時間	1,341 時間	1,368 時間
		利用者数	126 人	132 人	139 人
	重度訪問介護	利用時間数	7,109 時間	7,820 時間	8,602 時間
		利用者数	28 人	30 人	33 人
	同行援護	利用時間数	619 時間	638 時間	657 時間
		利用者数	23 人	24 人	24 人
	行動援護	利用時間数	360 時間	420 時間	480 時間
		利用者数	12 人	14 人	16 人
	重度障害者等包括支援	利用時間数	0 時間	0 時間	0 時間
		利用者数	0 人	0 人	0 人
日中活動系サービス	生活介護	利用日数	5,047 日	5,551 日	5,885 日
		利用者数	249 人	273 人	290 人
	自立訓練（機能訓練）	利用日数	56 日	56 日	56 日
		利用者数	8 人	8 人	8 人
	自立訓練（生活訓練）	利用日数	563 日	664 日	784 日
		利用者数	48 人	57 人	67 人
	就労移行支援	利用日数	493 日	522 日	554 日
		利用者数	32 人	34 人	37 人
	就労継続支援（A型）	利用日数	381 日	400 日	420 日
		利用者数	19 人	20 人	21 人
	就労継続支援（B型）	利用日数	2,992 日	3,231 日	3,489 日
		利用者数	202 人	216 人	231 人
	就労定着支援	利用者数	5 人	10 人	15 人
	療養介護	利用者数	13 人	14 人	15 人
	短期入所（福祉型）	利用日数	634 日	716 日	809 日
		利用者数	98 人	108 人	118 人
	短期入所（医療型）	利用日数	56 日	60 日	63 日
		利用者数	11 人	11 人	12 人
	自立生活援助	利用者数	2 人	4 人	6 人
サービス 居住系	共同生活援助	利用者数	123 人	136 人	149 人
	施設入所支援	利用者数	78 人	77 人	76 人
相談支援	計画相談支援	利用者数	127 人	135 人	143 人
	地域移行支援	利用者数	2 人	3 人	4 人
	地域定着支援	利用者数	2 人	3 人	4 人

4 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策

(1) 障害児通所支援

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、市内及び近隣市の事業所の開設予定や今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・障害者基幹相談支援センター等において、関係機関の連携の強化やサービスの質の向上を目的とした研修等の取組を行います。

① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由でがあり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

③ 居宅訪問型児童発達支援（平成 30 年度より新設）

重度の障害等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

④ 放課後等デイサービス

学校に就学している障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

⑤ 保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障害児本人や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

(2) 障害児相談支援

障害児通所支援を利用する児童の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントを行います。

保護者から依頼を受けた指定障害児相談支援事業者が、支給決定前に、「障害児支援利用計画案」を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」の作成を行います。

① 障害児相談支援（個別計画作成）

● 障害児支援利用援助

障害児通所支援等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画の作成を行います。

● 継続障害児支援利用援助

障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

実施に関する考え方

- ・ 利用実績及び利用者数をもとに、障害児通所支援サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

- ・ 市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・ 障害者基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員の資質向上のための各種研修を実施するとともに、定期的に相談支援事業所を訪問し、サービス等利用計画等の作成等に関して必要な助言を行います。
- ・ 障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- ・ サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

【 第 4 期計画における障害児支援給付事業の見込量と実績 】

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
児童発達支援	28 人	58 人	28 人	67 人	35 人	80 人
医療型児童発達支援	6 人	6 人	6 人	5 人	6 人	7 人
放課後等デイサービス	133 人	132 人	137 人	162 人	140 人	213 人
障害児相談支援	40 人	31 人	46 人	44 人	50 人	61 人

【 第 5 期障害児支援給付事業の見込量 】

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用日数	783 日	978 日	1,223 日
	利用者数	100 人	125 人	156 人
医療型児童発達支援	利用日数	72 日	86 日	104 日
	利用者数	8 人	10 人	12 人
訪問型児童発達支援	利用日数	0 日	4 日	8 日
	利用者数	0 人	1 人	2 人
放課後等デイサービス	利用日数	2,770 日	3,297 日	3,923 日
	利用者数	253 人	302 人	359 人
保育所等訪問支援	利用日数	0 日	4 日	8 日
	利用者数	0 人	2 人	4 人
障害児相談支援	利用者数	76 人	95 人	119 人

5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

(1) 必須事業

実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、また、今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

見込量確保のための方策

①理解促進研修・啓発事業

差別解消法の施行により障害理解の更なる促進が必要です。障害者団体等と連携して市民に分かりやすい講演会等を開催し、障害への理解促進を図ります。

②自発的活動支援事業

障害当事者やその家族同士の情報交換のできる自発的な交流活動の支援を図ります。

③相談支援事業

基幹相談支援センター、相談支援事業者、事業所等が連携し、また、地域自立支援協議会の活用を図り、相談支援業務の充実を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の普及に努めます。なお、親族による申立てが困難な判断能力が不十分な障害者について、市が申立てを行います。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度推進機関である社会福祉協議会の権利擁護センターこくぶんじと連携し、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動への支援に取り組みます。

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者派遣については、手話奉仕員養成講習会を継続実施し、手話通訳者の確保に努めます。また、市役所での手話通訳者の配置を継続します。

⑦日常生活用具給付等事業

障害福祉ガイドブックなどを通じて事業内容の周知に努めます。また、利便性等を十分に考慮しながら種目の見直し等を検討していきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修では、養成講習会を引き続き実施し、通訳者を養成していきます。

⑨移動支援事業

移動支援事業については、ヘルパーの充実が課題です。地域住民に対し、事業内容の周知を図り、ヘルパーの確保に努めます。

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターについては、関係機関との連携を図りながら支援体制を整え、広く情報提供を行うことにより利用の促進を図ります。

①理解促進研修・啓発事業

地域住民への働きかけを強化することにより、障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

②自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組への支援を行います。

③相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

障害のある人や障害のある児童の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用に関する支援等を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のための必要な支援を行います。

イ 基幹相談支援センター

障害のある人等の総合的な相談に応じ、権利擁護のために必要な援助を行うほか、関係機関と連携し、障害のある人等が地域で自立して自分らしく生きていけるように支援を行います。また、相談支援体制の強化のために相談支援事業者等に対する研修を実施します。

ウ 住宅入居等支援事業

地域での単身生活を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、支援を行います（共同生活援助入居者を除く）。

④成年後見制度利用支援事業

障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動への支援を行います。

⑥意思疎通支援事業

意思疎通の円滑化を図ることを目的として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として、障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話表現技術を習得した人材の養成を行います。

⑨移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行います。

⑩地域活動支援センター事業

地域活動支援センターⅠ型事業所において、相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

地域活動支援センターⅢ型事業所において、創作的活動または生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行います。

(2) 任意事業

見込量確保のための方策

①日中一時支援事業

日中一時支援事業については、利用の充実が課題です。サービスを担える新たな事業者の参入を促すことなどにより、サービス提供の拡充を図り、身近な場所での利用や今後の利用増に対応できるよう努めます。

②訪問入浴サービス事業

重度の身体障害のある人の身体の清潔保持等を図るため、訪問入浴サービス事業を継続して実施します。

③自動車運転免許取得・改造助成事業

障害福祉ガイドブック等を通じて事業内容の周知に努めます。

④点字・声の広報等発行事業

視覚障害等により、文字による情報入手が困難な人に対し、市報等の音声版での情報提供を図るなど、障害のある人へのわかりやすい情報提供に努めます。

⑤スポーツ・レクリエーション事業

障害者バスハイク及び障害者運動会・お楽しみ会については、国分寺障害者団体連絡協議会と連携し事業内容の充実を図ります。なお、障害者運動会・お楽しみ会については、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を視野に入れ、庁内各課とのさらなる連携・協力を図り、実施してまいります。

①日中一時支援事業

障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人等の日中における活動の場を確保します。

②訪問入浴サービス事業

重度の身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

③自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障害又は知的障害のある人が自動車運転免許を取得する際の費用及び身体障害のある人が自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

④点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害のある人等に対して、点訳、音声訳その他障害のある人等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等の障害者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜提供します。

⑤スポーツ・レクリエーション事業

障害のある人等の体力増強、交流、又は障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害のある人がスポーツ・レクリエーションに触れる機会等を提供します。

【 第 4 期計画における地域生活支援事業の見込量と実績 】

事業名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み	
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
相談支援事業							
①障害者相談支援事業	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	
②基幹相談支援センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
③住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業	1 人	1 人	1 人	3 人	1 人	3 人	
成年後見制度法人後見支援事業	0 人	実施	0 人	実施	1 人	実施	
意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	120 人	260 人	123 人	326 人	127 人	329 人	
②指文字通訳者派遣事業	10 人	6 人	10 人	9 人	10 人	9 人	
③対面朗読者派遣事業	47 人	37 人	48 人	34 人	50 人	35 人	
④手話通訳者設置事業	検討	検討	1 人	実施	1 人	実施	
日常生活用具給付等事業							
合計	1,855 件	2,008 件	1,933 件	1,997 件	2,013 件	2,068 件	
①介護・訓練支援用具	12 件	7 件	13 件	1 件	14 件	4 件	
②自立生活支援用具	17 件	17 件	18 件	14 件	19 件	14 件	
③在宅療養等支援用具	8 件	16 件	8 件	18 件	9 件	15 件	
④情報・意思疎通支援用具	17 件	11 件	18 件	30 件	19 件	17 件	
⑤排泄管理支援用具	1,797 件	1,953 件	1,872 件	1,931 件	1,947 件	1,988 件	
⑥居宅生活動作補助用具	4 件	4 件	4 件	3 件	5 件	2 件	
手話奉仕員養成研修事業	63 人	89 人	66 人	71 人	69 人	71 人	
移動支援事業	165 人	164 人	168 人	166 人	171 人	174 人	
地域活動支援センター事業							
①地域活動支援センター（Ⅰ型）	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	
②地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型）	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
任意事業	日中一時支援事業	6 箇所	7 箇所	6 箇所	7 箇所	6 箇所	7 箇所
		105 人	100 人	110 人	92 人	115 人	97 人
	訪問入浴サービス事業	20 人	13 人	21 人	12 人	22 人	12 人
	自動車運転免許取得・改造助成事業	1 人	2 人	1 人	1 人	1 人	2 人
	点字・声の広報等発行事業	CD ほか	CD ほか	CD ほか	CD ほか	CD ほか	CD ほか
スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施	実施	実施	実施	実施	実施	

【 第5期計画における地域生活支援事業の見込量 】

事業名		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	自発的活動支援事業	実施	実施	実施
	相談支援事業			
	①障害者相談支援事業	5箇所	5箇所	5箇所
	②基幹相談支援センター	1箇所	1箇所	1箇所
	③住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
	成年後見制度利用支援事業	3人	4人	5人
	成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
	意思疎通支援事業			
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	333人	336人	339人
	②指文字通訳者派遣事業	9人	9人	9人
	③対面朗読者派遣事業	36人	37人	38人
	④手話通訳者設置事業	実施	実施	実施
	日常生活用具給付等事業			
	合計	2,144件	2,226件	2,316件
	①介護・訓練支援用具	4件	4件	4件
	②自立生活支援用具	14件	14件	14件
	③在宅療養等支援用具	15件	15件	15件
	④情報・意思疎通支援用具	17件	17件	17件
	⑤排泄管理支援用具	2,047件	2,108件	2,171件
	⑥居宅生活動作補助用具	2件	2件	2件
	手話奉仕員養成研修事業	73人	75人	77人
	移動支援事業	183人	192人	202人
	地域活動支援センター事業			
	①地域活動支援センター（Ⅰ型）	3箇所	3箇所	3箇所
	②地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型）	1箇所	1箇所	1箇所
	任意事業	日中一時支援事業	102人	107人
訪問入浴サービス事業		12人	12人	12人
自動車運転免許取得・改造助成事業		2人	2人	2人
点字・声の広報等発行事業		CDほか	CDほか	CDほか
スポーツ・レクリエーション事業		実施	実施	実施



計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 全庁的な施策の推進

障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。障害者計画の理念を具現化するために、障害福祉課を中心として、関係機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

(2) 計画の進行状況の管理体制

この計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制が必要です。

そのため、障害者施策推進協議会を中心として、関係機関と連携を図り、具体的に施策の実施状況を確認し、評価、見直しを行う機会を設け、計画の着実な推進を図ります。

具体的には、障害福祉計画及び障害児福祉計画の成果目標、サービス見込量等の達成状況について評価を行い、その後の施策の推進に反映できるよう、PDCAサイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）による効率的な進行管理を行います。

また、障害者地域自立支援協議会を活用し、幅広い関係者により、地域の様々な課題について共有し、課題の解決につながる計画の具体的な実施等について検討をするものとなります。

2 障害者地域自立支援協議会の活用

障害者地域自立支援協議会は、障害のある人を支えるための地域づくりの中核として、相談支援のあり方や困難事例への対応など、地域の課題を共有し、解決に向けて関係者が集まり協議を行う場です。計画の推進に当たっては、協議会を積極的に活用し、関係機関のネットワークを活かして市の障害者施策の充実を図ります。

3 市民、各機関及び事業者等との協働

この計画を推進していくためには、行政のみならず、当事者団体、市民団体、ボランティア、各事業所、各関係機関等、そして、地域の人々の協力と参加が必要です。障害のある人をはじめとして、各種団体や機関それぞれが緊密に連携・協力し、地域の中で障害のある人が自立して生活できるよう、支援体制を構築します。

また、こうしたネットワークを活かし、障害のある人のニーズ、地域の課題の把握を行い、施策の充実へと結びつけていきます。

4 国・都への要望

計画の着実な推進のために、障害福祉サービスを始めとした障害に係る制度全般の枠組みや広域的又は専門性の高い事業について、国・都に対し改善の働きかけを行っていきます。また、施策実施にあたり必要となる財源確保のため、財政的支援についても継続的に要望します。



資料編

1 国分寺市障害者施策推進協議会設置条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条(都道府県等における合議制の機関)第4項の規定に基づき,市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため,国分寺市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は,次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第11条(障害者基本計画等)第3項に規定する市町村障害者計画に関し,同条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
 - (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し,及びその施策の実施状況を監視すること。
 - (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- 2 協議会は,前項に規定する事務を処理するほか,障害者福祉の推進に関する重要事項について,市長に建議することができる。

(組織)

第3条 協議会は,次に掲げる委員9人以内をもって組織し,市長が委嘱する。

- (1) 市内の障害者団体の代表者 1人以内
- (2) 市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)の家族 2人以内
- (3) 障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者 1人以内
- (4) 市内の地域活動支援センターの代表者 1人以内
- (5) 特別支援学校の教員 1人以内
- (6) 民生委員の代表者 1人以内

(7) 識見を有する者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の前日においても、第3条に規定する委員の委嘱その他のこの条例に基づく協議会の運営に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

2 国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿

※敬称略

		氏名	所属団体等	区分 (第3条)
1		柴田洋弥	国分寺障害者団体連絡協議会	第1号
2		福島英明	公募委員	第2号
3		土屋由美	公募委員	第2号
4		青柳忠義	国分寺市障害者就労支援センター	第3号
5	○	阿部由美	地域活動支援センターつばさ	第4号
6		笹本秋夫	東京都立小平特別支援学校	第5号
7		坂本喜久子	国分寺市民生委員・児童委員協議会	第6号
8	◎	大塚晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科	第7号
9		中西紀子	第二東京弁護士会	第7号

※会長は◎、副会長は○

3 計画策定の経過

日時	主な内容	詳細
平成 29 年 4 月 24 日	第 1 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害福祉計画等の位置づけ、策定体制について (2) アンケート案について
平成 29 年 6 月中旬から 8 月上旬	アンケート調査	市内在住又は施設等に入所し、市で援護を実施している障害のある人から無作為抽出 配布数 3,500 通 回答数 1,772 通 (回答率 50.6%)
平成 29 年 8 月 9 日	第 2 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画・障害福祉計画の平成 28 年度実績について
平成 29 年 9 月 13 日から 10 月 30 日	関係団体懇談会等	・懇談会 6 団体実施 ・障害者地域自立支援協議会全体会・各専門部会での報告及び意見聴取の実施
平成 29 年 10 月 12 日	第 3 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画実施計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について (2) 障害者計画・障害福祉計画の平成 28 年度実績評価(答申)について
平成 29 年 11 月 13 日	第 4 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画実施計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について (2) 障害者計画・障害福祉計画の平成 28 年度実績評価(答申)について
平成 29 年 12 月下旬から 平成 30 年 1 月	パブリック・コメント	
平成 30 年 1 月 6 日(午前・午後) 1 月 12 日 1 月 16 日	市民説明会	・ 4 回開催
平成 30 年 2 月	第 5 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画実施計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定(答申)について

4 用語解説

※ページ数は本文中の初出ページです

用語	解説
アルファベット	
PDCA サイクル P44	マネジメントサイクルの一つで、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Act（改善）のプロセスを順に実施し、継続的な改善活動を推進していくシステム。最後の Act では Check の結果を次の Plan に反映させて、システムを循環させていきます。国からの 2015 年度から始まる障害福祉計画に係る基本指針の見直しの中で、PDCA サイクルが導入されました。
か行	
グループホーム P1	病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等による支援を受けながら少人数で共同して、地域社会に溶け込んで生活する形態。
ケアマネジメント P35	障害のある人（子どもを含む）とその家族の意向を踏まえ、地域で豊かに暮らすための支援ができるよう、各種サービスを的確に提供し、地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術のことです。
高次脳機能障害 P12	病気やケガなど、様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生じる言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障害を言います。
工賃 P10	施設で働く障害者が仕事で収益を生んだ場合、その収益を、障害のある人に対して「工賃」として支払うことになっています。工賃とは「物を製造する労力に対する手間賃」の意味で、通常は収益の出る・出ないに関らず労働コストに算入されますが、障害者施設の場合、一定の収益が発生した場合にのみ支払われるという点で、通常の意味での工賃とは内容が異なります。障害者の経済的自立に向けて、一般就労への取組に加え、非雇用の形態で働く障害者の工賃を引き上げる取組も重要な課題と言えます。
さ行	
児童福祉法 P1	児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律です。児童福祉法の改正により、障がい児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと規定されました。
障害児通所支援 P2	障害のある児童が、保護者の元から児童発達支援センター等に通い、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を受けることを目的としたサービスです。2014 年（平成 26 年）4 月から障害児の通所サービスが児童福祉法に基づく「障害児通所支援」に一元化され、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援がこれに含まれます。
障害者基本法 P2	障害者施策の基本を定めた法律です。心身障害者基本法を改正して 1993 年（平成 5 年）に成立しました。障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とし、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者福祉に関わる施策の基本となる事項を定めています。

用語	解説
さ行	
障害者差別解消法 P11	障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消することを目的とした法律。2016年（平成28年）施行予定。障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけています。
障害者自立支援法 P1	障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、「障害者基本法」の基本的理念にのっとり、福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度のもとで一元的に提供するしくみを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き、地域生活支援事業、サービス整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律です。（平成18年施行）。
障害者総合支援法 P1	2012年（平成24年）に、障害者自立支援法を改正して成立。障害者の範囲に難病等を追加し、難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含まれるようになりました。重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助の一元化などは2014年（平成26年）4月から実施されています。
障害者優先調達推進法 P17	障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的に、2013年（平成25年）4月に施行された法律です。
障害者地域自立支援協議会 P4	地域における障害のある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくり等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者及び関係団体等の参加により市町村が設置・運営するものです。
情報アクセシビリティ P15	パソコンやスマートフォンなどによる情報やサービスの受けとりやすさのこと。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障害者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすることです。インターネットのウェブページについては、特に「ウェブアクセシビリティ」ともいいます。
身体障害 P1	視覚、聴覚、肢体などの身体機能に障害がある状態のことです。視覚障害、聴覚障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害（心臓機能障害）、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害、計12種類があります。
精神障害 P1	統合失調症、気分障害（うつ病、双極性障害など）、アルコール薬物依存症などの精神疾患のため精神機能の障害が生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態のことです。
成年後見制度 P5	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度です。家庭裁判所が判断能力の十分でない人の後見人を選任する「法定後見」と、本人が将来の判断能力低下に備えてあらかじめ後見人を選び契約しておく「任意後見」があります。

用語	解説
た行	
地域生活支援事業 P19	障害福祉サービス（全国共通のサービス）等とは別に、障害者総合支援法第77、78条の規定に基づいて市町村、都道府県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」を含みます。
知的障害 P1	知能（知的機能）の発達が幼少期から遅れ、社会生活をする上で困難を生じている状態のことです。一般的には金銭管理、読み書き、計算、こみいった会話などの理解や判断が不得手であるなどがあげられます。
特別支援学校 P28	学校教育法に基づき、障害のある人が、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずる教育を受け、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置された学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれたものも、同一の学校種に統一されました。

な行	
難病 P1	症例が少なく原因が不明で、治療方法が確立しておらず、生活面で長期に支障をきたすおそれがある疾患のことです。経過が慢性になると、経済的な問題だけでなく介護などに人手を要するために家庭の負担が重く、また、精神的にも負担が大きくなります。2014年（平成26）年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、医療費が高額となるもの、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものなどについては、特定疾患、指定難病として医療費の助成を行っています。
ネットワーク P15	各主体を網の目のように結び、つなぐことです。サービス提供においては、「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味します。

は行	
発達障害 P11	発達障害者支援法上の定義では脳機能の障害であって、その症状が、通常の場合は低年齢において発現し、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。具体的には、自閉症やアスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）などがこれに含まれます。
バリアフリー P11	「障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用います。「心のバリアフリー」は、そのバリアフリーを心理的な面において行うことで、「人々の意識にある『障害』や、障害のある人（高齢者、外国人等）に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因するバリアを取り除くこと」を意味します。
福祉的就労 P10	一般企業での就労が困難な障害のある人が、各種の小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うことです。

用語	解説
や行	
ユニバーサルデザイン P15	障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などのデザインのこと。「バリアフリー」が元々あったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の設計段階から、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって安全で快適、使いやすいことを目指す考え方のことをいいます。

ら行	
ライフステージ P5	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階を言う。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられます。
療育 P13	心身に障害のある児童について、早期に適切な治療等を行い、障害の軽減を図りながら育成することを言う。「治療」、「育成」、「教育」等を合わせて作られた言葉です。